

千葉県旅館業衛生等管理指導指針 新旧対照表

新	旧
<p>I 略</p> <p>II 施設設備</p> <p>第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準</p> <p>1～10 略</p> <p>(玄関帳場又はフロント)</p> <p>11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)～(4)の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。</p> <p>ア 事故が発生したとき、<u>宿泊者専用区域(客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。)</u>に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p> <p>緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。</p> <p><u>イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。</u></p> <p><u>(ア) 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。</u></p> <p><u>(イ) V4の(2)の要件に該当するICTを活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ</u></p>	<p>I 略</p> <p>II 施設設備</p> <p>第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準</p> <p>1～10 略</p> <p>(玄関帳場又はフロント)</p> <p>11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)～(4)の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。</p> <p>ア 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p> <p>緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。</p> <p><u>イ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。</u></p>

千葉県旅館業衛生等管理指導指針 新旧対照表

新	旧
<p style="color: red; text-decoration: underline;">ば宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。</p> <p>ウ 鍵の受渡しを適切に行うこと。</p> <p>12～38 略</p> <p>第2 簡易宿所営業の施設設備の基準</p> <p>1, 2 略</p> <p>3 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。</p> <p>(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。<u style="color: red; text-decoration: underline;">玄関帳場等に代替する機能を有する設備については、ア又はイのいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施することができる設備である必要があること。</u></p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">ア 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">イ V4の(2)の要件に該当するICTを活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる</p>	<p>ウ 鍵の受渡しを適切に行うこと。</p> <p>12～38 略</p> <p>第2 簡易宿所営業の施設設備の基準</p> <p>1, 2 略</p> <p>3 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。</p> <p>(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p>

千葉県旅館業衛生等管理指導指針 新旧対照表

新	旧
<p style="color: red; text-decoration: underline;">角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(2) 鍵の受渡しを適切に行うこと。</p> <p>(3) 事故が発生したとき、<u>宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるとき</u>その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を<u>想定しているものである</u>こと。</p> <p>第3 略</p> <p>Ⅲ、Ⅳ 略</p> <p>V 宿泊者名簿</p> <p>1～3 略</p> <p>4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下<u>(1)又は(2)のいずれか</u>の要件に該当するICTを活用した方法等により行うこと。</p> <p>(1) <u>①宿泊しようとする者の顔及び旅券等が鮮明な画像により確認でき、②当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。②の方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。</u></p> <p><u>(2) 営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等（以下「事前共有情報」という。）を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を<u>とることが望ましい</u>こと。</p> <p>第3 略</p> <p>Ⅲ、Ⅳ 略</p> <p>V 宿泊者名簿</p> <p>1～3 略</p> <p>4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。</p> <p>(1) 宿泊者の顔及び旅券等が<u>画像により鮮明に</u>確認できること。</p> <p><u>(2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。</u></p>

千葉県旅館業衛生等管理指導指針 新旧対照表

新	旧
<p style="color: red; text-decoration: underline;">有情報及び本人確認情報を照合することができること。その際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること。この場合において、営業者は、宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問合せができるような設備や体制を確保すること。</p> <p>5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存（<u>自動チェックイン機器等による電子的な保存を含む。</u>）すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号欄への記載を代替しても差し支えないこと。</p> <p>6、7 略</p> <p>VI、VII 略</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、平成30年8月22日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和2年12月8日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和3年12月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和7年3月14日から施行する。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">附則</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">1 本指針は、令和7年9月16日から施行する。</p>	<p>5 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号欄への記載を代替しても差し支えないこと。</p> <p>6、7 略</p> <p>VI、VII 略</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、平成30年8月22日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和2年12月8日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和3年12月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和7年3月14日から施行する。</p>